第１章　計画の策定にあたり

第１章　計画の策定にあたり

１　計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子化が急速に進んでおり、令和５年の国の合計特殊出生率（※１）は 1.20 と 1947 年の統計の開始以降で最も低い数値となったうえ、出生数も 72 万 7,277 人と過去最少となりました。この要因として、未婚の増加や晩婚化の傾向、子育てに対する不安感、経済的負担などが言われています。少子化の更なる進行は、労働力人口の減少や地域社会の活力低下など、わが国の経済と社会に深刻な影響を与える可能性があります。

国では、このような子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和４年６月に公布、令和５年４月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和５年 12 月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法・こども基本法及びこどもの権利条約の精神のもとに、生涯にわたる人格形成の基礎を築くことができ、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状態や置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をわが国が目指すことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす、②社会全体の構造や意識を変える、③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく、を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

当市では、平成 27 年３月に「十日町市子ども・子育て支援事業計画」、令和２年３月には、第２期の計画となる「十日町市子ども・子育て応援プラン」（以下、「第２期計画」という。）を策定し、安心してこどもを産み育てられるまちの実現に向けて、子育て環境の整備に取り組んできました。

この度、第２期計画が令和６年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を展開するため、こども基本法第 10 条の規定に基づく本「十日町市こども計画（※２）」を策定し、社会の状況の変化に対応しつつ、各計画等と連携しながら、こども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目指します。

※１　その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときのこどもの数に相当する。

※２　第３期十日町市子ども・子育て支援事業計画を含む。

2　計画の位置づけ

この計画は、こども基本法第 10 条第２項に基づく「市町村こども計画」です。

また、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子ども子育て支援事業計画」であり、加えて次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」と子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条の規定に基づく「市町村計画」であるほか、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」及び厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」を内包しています。

なお、本市の上位計画である「十日町市総合計画」やその他の関連計画との連携・整合をしたうえで策定しています。

【他の計画等との関係】

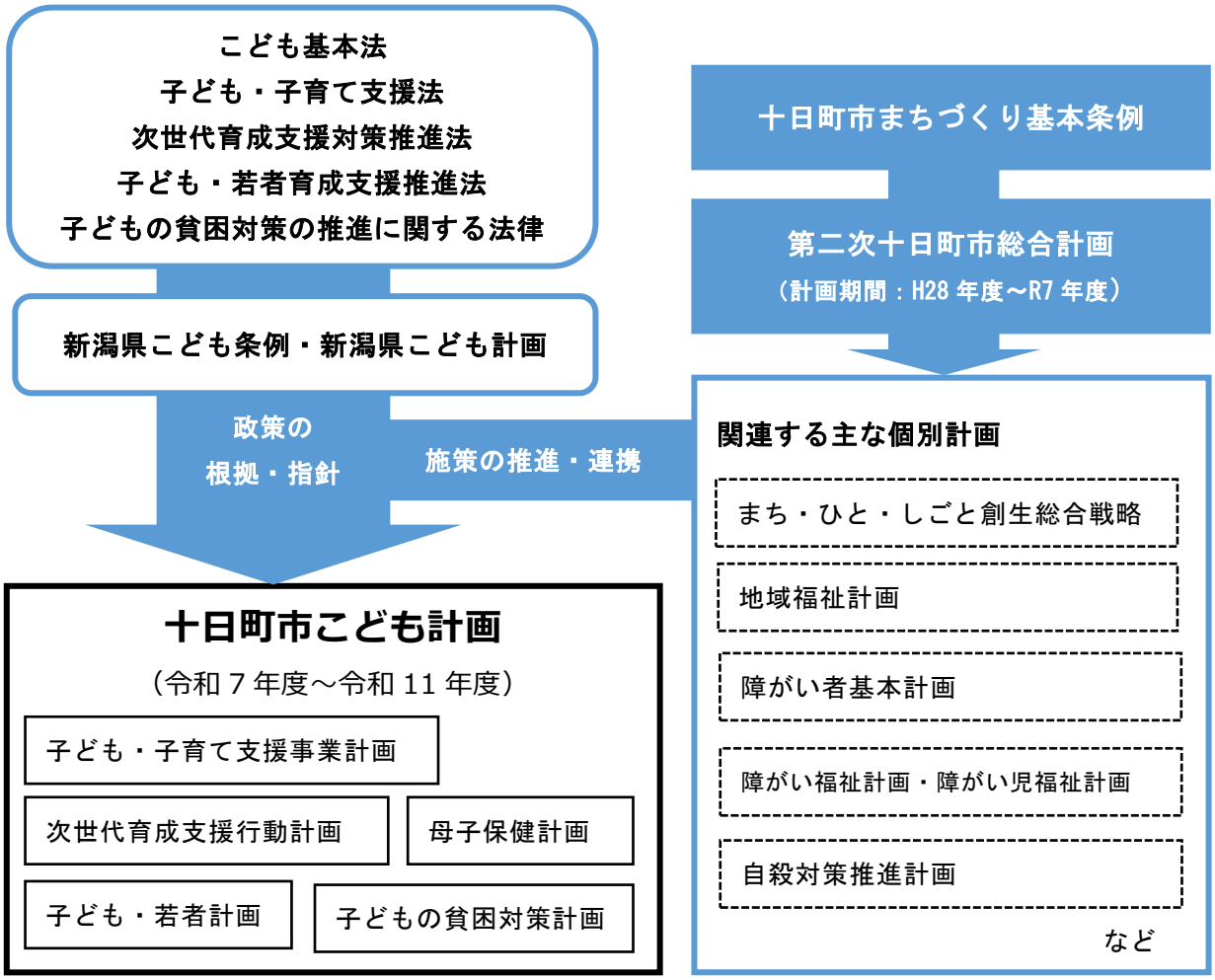

3　計画期間

この計画の期間は、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５か年とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化などに応じ、必要な見直しを行うものとします。

4　計画の対象

この計画の対象は、18 歳未満のすべてのこどもとおおむね 30 歳までの若者及びその家庭を対象としています。

なお、地域社会全体でこども・若者及びその家庭を支援するという視点から、すべての市民が関わる計画とし、あらゆる支援策を講じて実行する総合的な計画として策定するものとします。

No	区　分	例　示
1	こども	18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間のこども
2	児　童	18 歳未満のこども
3	乳　児	１歳未満のこども
4	幼　児	満１歳から小学校就学の始期に達するまでのこども
5	若　者	18 歳からおおむね 30 歳の者
6	妊産婦	妊娠中及び出産後１年以内の女性